平成 30 年 11 月　1 日

ひろせＮＥＷＳ

ひろせ税理士法人
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

軽減税率制度と区分記載請求書等保存方式について

■平成31年10月1日から消費税率が10％に上がるとともに、軽減税率制度もスタートする。
　ということは、例えば3月決算法人でいうと平成32年3月期には、現行の8％、10％、軽減税率8％の少なくとも
　3つの区分が存在することになる。

■飲食料品の取扱いがない事業者や免税事業者であっても対応が必要になることもある。
　→会議費などで飲食料品を購入することは多いはず

■日々の業務で対応が求められること
　（仕入れ）
　・軽減税率対象品目の仕入れ（経費）があるかの確認
　・ある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」の記載がなければ追記可
　・請求書等に基づき、仕入れ（経費）を税率ごとに分けて帳簿等に記帳する。

　（売上げ）
　・軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問い合わせに答えられる準備をする。
　・ある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに
　　合計した税込金額」を記載して交付する。
　・請求書等（控）に基づき、売上げを税率ごとに分けて帳簿等に記帳する。

■軽減税率が適用されるかどうかの判定は、課税資産の譲渡等を行うとき、すなわち、飲食料品を提供する時点で行う。

■平成31年10月以降に仕入税額控除を受けるための要件としては、現行の帳簿・請求書等への記載事項に加えて
　「軽減税率の対象品目である旨」、「税率ごとに合計した税込対価の額」などを記載する。

■中小事業者の税額計算の特例がある。
　軽減税率制度が実施される平成31年10月1日から一定期間、軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者に
　対して、売上金額または仕入金額の計算の特例が設けられている。
　ここでいう中小事業者とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいう。

文責　（経営支援部第２課　白波瀬 亨）